

保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登園するときは、この「登園届」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

登園届(インフルエンザ用)

認定こども園若穂幼稚園様

クラス名 _____

園児名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

| | |
|-------------------------|---------|
| 疾患名 | インフルエンザ |
| 発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日) | 年 月 日 |
| 受診した医療機関名 | |
| 医療機関受診日 | 年 月 日 |
| 医師より療養が必要とされた期間 | 年 月 日まで |

年 月 日

保護者氏名 _____

印